

I 労働法について

1 労働法とは何でしょう

労働法といっても、労働法という名前の法律があるわけではありません。

労働に関するたくさんの法令をひとまとめにして「労働法」と呼んでいます。

労働法の基本理念は、憲法第 25 条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という生存権の保障に由来しています。

また、憲法第 27 条は、第 1 項で「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」とし、第 2 項で「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」と労働条件については法律が関与することをうたっています。

さらに、憲法第 28 条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」として、団結権、団体交渉権、団体行動権のいわゆる労働三権を保障しています。

労働法は、これら憲法の規定の具体的な展開と見ることができます、労働者の保護や労使関係の安定等に寄与しています。

労働法は、次のように大別されます。

●労働条件に関する法律

- ・労働契約法 ・労働基準法 ・最低賃金法 ・賃金の支払の確保等に関する法律
- ・労働安全衛生法 ・家内労働法 ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 ・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

●雇用の確保・安定に関する法律

- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
- ・職業安定法 ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 ・障害者の雇用の促進等に関する法律
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
- ・中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 ・地域雇用開発促進法 ・職業能力開発促進法 ・職業訓練の実施等による特定求職者の求職支援に関する法律 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

●社会保険・労働保険に関する法律

- ・健康保険法 ・厚生年金保険法 ・雇用保険法 ・労働者災害補償保険法

●労働者福祉の増進に関する法律

- ・中小企業退職金共済法 ・勤労者財産形成促進法 ・勤労青少年福祉法
- ・育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

●労使関係に関する法律

- ・労働組合法 ・労働関係調整法 ・個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律